

中央環境審議会第13回
環境保健部会議事録

資料1

1. 日 時 平成10年10月15日(火) 16:00~18:00

2. 場 所 東條会館本館「シルバーの間」

3. 出席者

(部会長)井形昭弘

(部会長代理)安原正

(委員)浅野直人

角田禮子

近藤雅臣

竹宇治聰子

辻義文

森鳶昭夫

(特別委員)宇野則義

西山紀彦

(五十音順)

江頭基子

北野大

鈴木継美

竹内輝博

宮本一

木原誠

林裕造

(事務局)岡田企画調整局長

南川保健企画課長

佐藤保健業務室長

細野保健企画課調査官

澤環境保健部長

吉田環境安全課長

緒方特殊疾病対策室長

鍋木保健企画課調整官

4. 議 題

(1) 前回議事録確認

(2) 今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について

(3) その他

5. 議 事

【企画課長】 時間になりましたので、ただ今から第13回中央環境審議会環境保健部会を開催させていただきます。ただ今、御出席いただいております委員の先生方は27名中13名でございますが、お二人の先生からあと数分以内に着くという電話をいただいておりますので、間に合うという前提で始めさせていただきます。

審議に入ります前に、お手元の資料を確認させていただきます。

〔配付資料の確認〕

【企画課長】 もし資料に不備がございましたら、事務局にお申し付け下さい。

ただ今、竹宇治先生が到着されまして、定数に達しましたので、正式に部会とさせてい

たきます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

【部会長】 ただ今から第13回環境保健部会を開催させていただきます。

まず、審議に入ります前に、毎回のことでありますけれどxも、会議の公開・非公開は、「議案に応じて部会長が決定する」ことになっております。本日の会議は、むしろ公開した方が有益であろうと思われまして、公開することによって、公正中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に当たりませんし、特定の者に不当な利益とか不利益をもたらすおそれもないと考えられますので、原則に従って、公開とさせていただきますと思います。

また、本日配付されている資料につきましても、公開してはいけない理由は特になく思われますので、公開とさせていただきます。御了解いただければありがたいと思います。

それでは、本日の議事に入ります。

まずは、9月22日に開催しました前回部会の議事録(案)の確認でございます。既にこの素案をお送りして、委員の方々に発言部分のチェックをお願いしておりまして、その部分は修正してございますが、なお発言に修正がございます方は、1週間前後を目途に事務局まで御連絡をいただければ、適切に対応させていただきますと思います。

お申し出がなければ、これをもちまして議事録とすることでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【部会長】 ありがとうございます。

では、次の議題であります「今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について」事務局から説明をお願いいたします。

【環境安全課長】 それでは、お手元の資料2を御覧いただきたいと思っております。本日の議題であります環境リスク対策の在り方について、これから御審議を賜るわけでございますが、その御審議に当たっての一つのたたき台といいますが、議論のたたき台、整理ペーパー的なものを資料2として用意させていただいております。これを私の方からやや時間をいただいて御説明させていただきます。

まず、資料2の1ページ目を御覧いただきますと、目次になっておりまして、この資料全体が幾つかの論点に分けて整理してございます。1番として「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」という区切りで述べてございます。2番に「化学物質に関する環境保全対策の今後の在り方」について整理いたしました。3番に「P R T R導入の在り方」について整理いたしております。最後に「その他留意すべき事項」と4部構成になっております。

資料2の2ページを御覧いただきたいと思っております。まず1の「化学物質に関する環境保全対策の現状と課題」につきましても、過去2回の部会において御議論もいただいたわけでございますが、それを整理すると、かようなことになるのではないかと考えております。

まず1-1、「我が国における対策の現状」についてまとめました。

過去の公害被害の苦い経験から、我が国では厳格な規制行政を化学物質に対して施してまいりました。

化学物質対策は、1 環境への排出抑制、2 化学品の製造、使用等の管理、3 人への損

取の抑制といった3つの柱からなっておりまして、主に人の健康の保護の観点から進められてきたものでございます。

これらは相互補完的に機能し、それぞれ大きな役割を果たしてきたということでございます。

これらは、個別化学物質ごとに設定された環境上の基準、有害性等に関する試験結果等に基づく厳格な規制を中心とした仕組みでございました。

これまでは、化学物質汚染の事件・事故、社会問題化を契機に対策の強化が随時図られてまいりました。

地方公共団体において、地域の自然的・社会的条件に応じて化学物質対策がそれぞれ行われてきております。

こんなことがこれまでの我が国における対策の現状ではなかったかと思えます。

1 - 2は「今日の化学物質問題と環境保全上の課題」という表題で括ってみました。

まず、化学物質の数が膨大であることから、これまでの厳格な規制を中心とした仕組みだけではなくて、新しい手法が必要ではないだろうか。

すべての環境媒体を対象として、数多くの化学物質を全体的に見た対策が必要であり、化学物質の環境への負荷を総体として低減する必要がある。

環境リスクについては、科学的評価と社会的な管理のそれぞれの強化を図っていく必要がある。

化学物質の環境負荷低減・管理のための手段を柔軟かつ多様にしていく必要がある。

最後には、人の健康の保護はもとより、生態系の保全にも一層配慮した化学物質対策を進めていく必要がある。といったことが論点の整理だったと思えます。

なお、申し遅れましたが、2ページの脚注に「化学物質」をこのペーパーの中でどうとらえているかということを解説してございます。化学物質は、様々な元素及び化合物について、工業的に生産される化学品も含まれますが、それだけではなくて、製造、使用、廃棄の各段階あるいは燃焼過程等において非意図的に生成される物質も含んだ概念というふうに整理してみました。

3ページ目にまいります。国際的な動向についても過去2回の部会で御紹介申し上げましたが、その中で主なものをまとめると、かようなことになると思います。

地球サミットでの合意（リオ宣言、アジェンダ21）を受けて、環境リスク管理、情報提供等の推進が化学物質対策における世界の潮流となっているという認識でございます。

OECD諸国を中心に、PRTTRの導入が進められているということでございました。

国際的に協調・協力しながら、リスクの評価及びリスクの管理が進められているということでございます。

以上のような国際的な動向を踏まえながら、今後の化学物質に関する環境保全対策を検討する必要がある、というのがこれまでの御議論だったと思えます。

次いで4ページにまいります。4ページからは2番目のセクションでございますが、「化学物質に関する環境保全対策の今後の在り方」についてまとめてみました。

2 - 1では、基本的な事項として、科学的な知見の整備・充実を図るということを整理いたしました。（1）にございますように、基本的な情報の整備も必要であるわけでございます。環境モニタリングデータ、排出量データ及び化学物質の有害性データ等は、いず

れも今後の化学物質に関する環境リスク評価や管理を進める上で重要な基本情報であります。

我が国では国及び地方公共団体が環境モニタリング体制を年々充実させてまいりました。

しかし、環境排出量データについては体系的に収集・集計する仕組みが十分ではない状況にございまして、これを早急に整備することが必要であるということでございます。

化学物質の有害性や環境中の挙動特性等に関するデータ等もさらに整備・充実を図る必要があると考えております。

(2)では「環境リスク評価の充実と活用」という表題を付けて整理いたしました。

科学的な領域による環境リスク評価は、定量的な基準の設定に用いられるものでございますが、今後とも手法の向上を図り、それを推進・充実させていかなければならない。

その手法や使用するデータに関する科学的知見の充実度に応じて環境リスク評価を行って、未然防止の観点に立ったリスク管理への活用を図っていく必要があるのではないかと考えております。

2-2では「P R T Rを機軸とする環境保全対策の展開」という表題でまとめてみました。(1)にございますように、まず、基本的な方向性として何を確立すべきかということについて、これまでの議論をまとめると、大方こうなるのではないかと思います。

人の健康及び生態系への影響を未然に防止するために、有害性のある化学物質の環境負荷の総体を可能な限り低減するという考え方は今や定着しているのではないかと。

環境負荷の低減・管理はできる限り効率的・効果的に進めていく必要がある。これは技術的な面だけではなくて、社会的にも費用効果の大きい対策を進めていくという意味合いでございます。

こうした観点から、事業者、国民、行政がそれぞれの役割を果たすことによって環境負荷の低減を進めるような仕組みを検討する必要がある。こういうものが基本的な考え方になっていくのではないかと考えて整理いたしました。

5ページを御覧いただきますと、「化学物質に関する環境保全対策におけるP R T Rの役割」を整理いたしました。ここでは主にP R T Rを客観的に評価し、諸外国のこれまでの経験などを踏まえてまとめたものでございます。

P R T Rは、有害性をもつ多くの化学物質について、環境への排出及び廃棄物としての移動量についての情報を入手し、それに基づいて環境への負荷の程度を把握し、そのデータを各主体が利用できるようにするなど、環境への負荷の低減を図るための環境政策上の手法として有効であるという考え方をまとめました。

P R T Rの背景には、国民の環境情報の適切な入手と意思決定過程への参加を促進するという、地球サミットで採択された「リオ宣言」の考え方がございます。さらに、アジェンダ21の第19章においては、「情報の伝達・交換を通じた化学物質の管理」あるいは「化学物質のライフサイクル全体を考慮に入れたリスク削減の手法」として位置づけられているということ整理いたしました。

諸外国の状況について触れております。米国、カナダ、英国、オランダ、豪州等ではすでに法制化され、また、多くの国々で導入を検討中でございます。欧州では、P R T Rが施設の許認可と結びついた排出量管理のためのモニターとして位置づけられたり、米国で

は化学工場の事故を契機として地域住民に排出量情報を提供する制度として成立しております。

このように、国によってP R T Rの沿革は異なっておりまして、これに応じた制度の仕組みも異なっておりますが、いずれの国でも環境法制として位置づけられておりますし、環境行政機関によって実施又は管理されているという事実を書いております。

P R T Rは、化学物質の排出量等の集計・公表を通じて、事業者、国民、N G O、行政といった様々な社会の構成員がデータを共有し、環境負荷の低減を進めようという点が特徴の一つで、従来の規制的手法とは異なっているという認識を示しております。

- ・各国での経験を踏まえて、P R T Rの多面的な意義を整理しております。
- ・環境保全上の基礎データとしての位置づけ。
- ・行政による化学物質対策の優先度の決定の材料。
- ・事業者の化学物質の排出量の削減のための自主的取組の促進。
- ・国民への情報提供を通じて、環境リスクへの理解を深め、対策への協力を促進するという機能。
- ・最後に、行政による環境保全対策の効果あるいは進捗状況を把握するという効果。こうしたものが掲げられようかと思っております。

さらに、一つの具体例として、例えばオランダでは、国の環境保全計画（我が国の環境基本計画と類似のもの）において環境汚染物質の排出量の削減を施策目標として掲げ、その達成状況をP R T Rのデータで検証するという方法がとられているということを記載しております。

6ページにまいります。2 - 3で書いてございますのは、P R T Rの情報の公表とリスクコミュニケーションとが密接な関わりがあるということを記述しております。

P R T Rシステムの効果的な利用を図って、その円滑な実施を確保するためには、排出量情報だけではなくて、そのP R T Rデータの理解に役立つ関連情報が公開され、各主体の利用に供されるとともに、その情報について疑問や相談に対する対応が的確に行われるようにすることが必要という考え方を示しております。

こうした観点から、適切なリスクコミュニケーションが進められるようにすることが重要であって、行政、事業者、国民がこのリスクコミュニケーションにそれぞれの役割を果たすことが必要であるという考え方を示しました。

P R T Rデータなどの化学物質に関する情報は、行政、事業者、国民、N G O等のすべての関係者が共有しながら、環境リスクへの認識を深めて、相互に意思疎通を図ることができるようにすることが望ましいということを示しております。

最後に、そのためには、情報の提供体制、意思疎通のための手法、技法の開発、意思疎通の場の設定あるいは関連するリスクコミュニケーションを促進するための人材の育成といった多くの要素が必要となると考えられまして、それを支えるために行政的な立場での努力も重要ではないかということを書いております。

以上が2節でございまして、今後の在り方の骨格的なものをお示ししたつもりでございます。

3番にまいりまして、2節でP R T Rの有効性などを論じてきたわけですが、それに対して、さらに具体的にP R T Rの導入はどうあるべきかということについて、こ

れまでの議論を整理したものでございます。

3 - 1 にございますように、「導入に当たっての基本的な考え方」として、諸外国における P R T R に関する制度を参考にするとともに、当面する化学物質問題を念頭に置きながら、P R T R を活用して多面的な施策を推進できるよう、我が国にふさわしい制度を導入していくべきではないかということでございます。

そのための基本的な枠組みについて、次のようなことが考えられるのではないかとして3点整理しております。

1つは、P R T R によって、有害性のある数多くの化学物質の様々な環境媒体（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物としての移動量が、環境保全施策の基礎的な情報として把握できるようになっていなければならないのではないかとということでございます。

2番目が、P R T R のデータの集計・公表によって、化学物質の環境リスクに関する情報の提供及び理解の促進が図られるようにするとともに、事業者、国民による環境負荷低減の努力の促進が図られるようにしなければならないのではないかと。

3番目に、国民の理解と協力の下で、必要な環境負荷低減のための取組の促進を図ることができるようにする。

こうした3つの枠組みを整理しておきました。

3 - 2 には「P R T R の実施に関する考え方」を整理したつもりでございます。

(1) には「排出・移動量報告手続きの考え方」という表題で2項目掲げてございます。

1つは、P R T R 制度では、事業者から排出量等の情報が確実に得られることが基本ではないだろうか。公平性の確保、数値の信頼性を確保する観点から、対象事業所からの化学物質の排出・移動量の報告を義務づけることが適当ではないかということを示してございます。

2番目は、P R T R で報告、集計、公表されるデータは、環境への排出量等のデータでございまして、それを把握し、管理することは環境政策上の基本に関わることでございます。環境行政機関が P R T R の各段階で主体的な役割を果たすべきではないかということ述べております。

(2) には「国と地方公共団体との連携」についてまとめてみました。

P R T R は、得られるデータを全国レベルや地域レベルでの化学物質対策に関し、広く関係者の理解と協力の下で有効に活用できるように、全国統一的な内容・手法で実施すべきではないかということをもとめました。

8ページをお開きいただきたいと思います。国と地方との関係ということで2番目は、データの収集に当たっては、可能な限りきめ細かく報告方法等を周知徹底することなどによって、データの精度の確保や報告者間の公平性・統一性を確保することができるようにすべきではないか。

このような内容及び手法並びに実施に当たっての統一性・公平性を確保するため、国と地方公共団体の役割を検討するべきではないかということ論点として整理しております。

(3) には「事業者の負担軽減のための方策」について3点述べております。

1つは、実施の検討に当たって、中小事業者の負担能力を勘案すべきではないかということ。

2番目には、事業者における排出・移動量の算定を支援するために、化学製品中の成分情報の提供体制を整備したり、算定のためのマニュアルを充実するといったことに配慮すべきではないかということでございます。パイロット事業でもマニュアルをお示しした上で算定して御報告をいただいております。

3番目に、電子媒体による報告の推進を図るべきではないか。情報化の時代でございますので、新しいメディアを使って事業者負担を軽減することも重要な要素だということでございます。

(4)は、情報公開等に関する考え方でございます。

P R T Rデータは、化学物質ごとに、媒体別、地域別、業種別に集計するとともに、表現方法なども工夫して、その結果を国民の方々にとってわかりやすい形で公表するように努めるべきではないかということでございます。

2番目に、個別事業所データをどのように取り扱うべきかという論点について整理してございます。その下に括弧で5行ほど書きつづつてございますのは、私どものパイロット事業の中で、各般の意見を聴取し、お伺いしてまいりましたが、その過程で学習してきたこと、知り得たことをもう一度ここで整理して掲げてございますので、御覧いただければと思います。

こういうことを前提にして、その次の黒ポツを御覧いただきたいと思います。

個別事業所データは広く国民からの請求に応じて開示するような仕組みにすべきではないかというのが1点。

そのためにも、企業秘密については、我が国においても一定のルールを決めて、個別データの公開に当たってこれを保護する手続きを定めるではないか。ただし、拡大解釈ができないようなルール作りが必要ではないかということ。

その際には情報公開法案なども参考にして、こうしたルールを考えていくべきではないか、といったことを整理してみました。

9ページにまいります。(5)に「リスクコミュニケーションのあり方」について論点を整理しております。

環境リスクの社会的な管理は社会全体の合意に基づいて行われるべきであるという考え方を示してございます。そのためには環境リスクに関する情報があらゆる主体に共有され、理解されることが必要ではないかということでございます。

2番目に、P R T Rの結果の公表に当たって、「データの一人歩き」や意思疎通の困難性に危惧を有する意見が多いことを踏まえて、有害性に関する情報提供や、環境リスクに関する説明などを併せて行うよう努めるべきではないかということでございます。

3番目には、リスクコミュニケーションの推進の観点から、事業者による自主的なP R T Rデータの公表と説明を進めていくことは望ましいという考え方を示し、それを支援するためにも、行政やそれに準ずる者が関与することによる関係者間のより円滑なリスクコミュニケーションの推進が考えられるのではないかと。また、地域レベルで事業者・国民の相談や問い合わせに対応できるようなシステムも考えられるのではないかと、という点を整理して掲げております。

以上がリスクコミュニケーションに関する考え方でございます。

(6)には、P R T Rを実施して得られたデータの活用の在り方について整理いたしま

した。

化学物質は社会経済活動や国民生活に幅広く利用され、排出されているので、製造や加工の事業者だけではなくて、他の事業や国民生活そのものにおいても、環境への負荷低減という考え方が必要ではないか。

P R T Rデータは、事業者にとっても国民にとっても化学物質の環境負荷低減に努める契機となり得るものであり、それにふさわしい公表の仕方や活用の方法を考えるべきではないか。

また、そのような取組を促進し、支援する上で、行政が一定の役割を果たすべきではないか。特に化学物質による環境への負荷が増大しているような場合には、事業者の自主的な努力、国民の理解と協力のみを期待するのではなく、公的な視点からの支援的取組が必要となるのではないかという考え方を示しております。

具体的にその公的な視点からの取組を書いたのがその次の でございます。このような施策としては、環境モニタリングの充実を図ること、排出量抑制のための技術開発、代替物質の研究開発を行うこと、公共事業の有効な促進を図ること、知識や技術の普及啓発を図るといったことなどが考えられるのではないか。それらの多種多様な対策が、可能な限り効果的に進められるようにするために、整合をとった取組ができるようにすべきではないか、という考え方を示しております。

一方、人の健康への被害や生活環境の保全上の支障の発生を防止するための必要最小限の規制は既に行われていることに鑑みますと、P R T Rの結果の公表が国民に不安を生じさせることがないよう意識啓発することも併せて必要ではないか、ということをもとめております。

最後のページでございます。3 - 3は「P R T Rの対象物質等についての考え方」を整理してございます。これまでパイロット事業を通じて、技術的な事項についてはあらかじめ御理解を賜っているということを前提に、パイロット事業での経験、P R T R技術検討会での検討等を踏まえてP R T Rの対象物質等について以下のとおり整理したものでございます。

まず、対象物質についてでございますが、化学物質の有害性あるいは人や生態系への暴露可能性という観点から選定するというのが基本になると思います。人の健康への影響だけでなく、生態影響も考慮していかなければいけないという考え方を示しました。

また、既存の環境規制措置上の対象物質もP R T Rの対象に含めるという考え方を持っております。

報告の対象事業所については、製造事業所だけではなくて、化学物質を使用している事業所も対象にしていく。また、取扱いの可能性等を検討して業種によって対象事業所を選定するという考え方を示しております。

事業所による排出情報の把握・処理の技術的・経済的能力を考慮して、一定規模以下の事業所については報告を免除してはどうかという考え方を示しました。

報告内容でございますが、これは化学物質の大気・水域・土壌への排出量並びに廃棄物としての移動量を報告の対象にするという考え方でございます。

非点源の取扱い、報告の対象となる事業所以外の発生源からの排出量をどうするかということでございますが、移動発生源、中小事業所、一般家庭などについては、行政が可能

な限りの精度を確保しながら排出・移動量を推計し、事業所からの報告値と併せて集計するという考え方を示しました。

最後の として、報告の対象事業所における排出・移動量の算定方法に関する支援的な仕組みについて書いてございます。パイロット事業のために作成した「排出量算定マニュアル」が十分活用できる。これをベースにして、という考え方を示しております。もう一つ重要なこととして、原則として推計によって算定報告をいただけるということにはどうかということでございます。もちろん実測データを利用することも可能にするべきでございますが、あえて、実測データがなければP R T Rの報告ができないということではないという考え方を示しております。

4には、留意すべき事項として、これはいろいろ大きな問題があるかと思いますが、大枠で4項目にまとめて整理しました。

最初は、環境リスク評価に関する科学的知見の充実と調査研究の推進について掲げてございます。

2番目には、環境リスクの評価及び環境リスクの管理並びにリスクコミュニケーションに関する人材の育成ということを重視して掲げてございます。

3番目には、国際的なP R T Rの普及と協調のための取組に我が国も積極的に参加すべきことをまとめてみました。

最後には、国際的なリスク評価、リスク管理への協力と協調。

この4点をとりあえず整理させていただきました。

以上が論点整理ペーパーについての御説明でございます。

説明が長くなって恐縮でございますが、もう数分いただきまして、この資料2に付属するものとして参考資料の1、2、3、4をおつけしてございますので、これにお目通しいただきたいと思っております。これはこれから御審議を賜るときに適宜参考にしていただければと思って作ったものでございまして、これ自身を詳細に御説明する必要もないと思っております。既に過去2回の部会でお示したことも重複いたしますが、ちょっとお目通しいただければと思っております。

まず、参考資料1でございますが、化学物質対策に関する最近の国際的動向をまとめてみました。

1ページの「1.地球サミットにおける合意」ここでかなり基本的なものの考え方が定まっております。リオ宣言の中で化学物質に関係するものをこの四角の中に3項目掲げてございます。

(2)には、アジェンダ21の第19章を中心に、化学物質に関する基本的枠組み、国際的ものの考え方をその次のページにわたって整理いたしました。

(3)には、アジェンダ21の第19章のフォローアップ体制が各国政府間のフォーラムによって進められていたり、国際機関でもこの考え方に従って進められているということ整理してございます。

2には「P R T Rの導入に向けた取組」について、リオ宣言第10原則に発するOECDの理事会勧告、UNEP、UNITAR等の途上国への支援体制が進んできていること、東京での国際会議 - - 過日御紹介いたしました - - あるいはIOMCでの取組について掲げてございます。また、P R T Rの国際共有化についての動きもあるということを紹介し

てございます。

3 ページにまいりますと、国際的な協力・協調のもとでの環境リスクの評価及び管理がどう進んでいるかということ述べてございます。もちろんアジェンダ 2 1 の原則に従って、リスク評価、リスク管理を鋭意進めていくというのは世界の考え方でございますが、ここにお示したとおり、I P C S の環境保健クライテリアの整備が急がれている。高生産量化学物質についての初期的なアセスメントも進んでいる。あるいは簡潔なリスク評価というものにも今目が届いて、C I C A D という国際プロジェクトが動いているということを紹介してございます。

リスク管理に関しては、O E C D の取組みとして、管理プログラム、分類とラベル表示の取組が紹介してございます。

4 ページには、国際条約の中でも化学物質に関連する条約作成あるいは既に採択されたものが紹介されております。P I C とか P O P s といわれているものでございます。

最後に、アジェンダ 2 1 に基づいて、今、産業界でも企業の自主的な管理のためのレスポンス・ケアへの取組、あるいは I S O 14000 シリーズによる規格化といったことが進んでいるということをお紹介してございます。

参考資料 2 では、諸外国の P R T R 制度について改めてまとめてございます。これは前々回も御紹介しましたので省略させていただきますが、米国の T R I、2 ページにまいりますと、カナダの N P R I、オランダの E I S、4 ページにまいりまして、英国の C R I、それぞれ名前は違いますが、これらが各国の沿革によって多少性格が異なるわけですが、それぞれ P R T R として定着が図られている。それぞれの特徴をまとめてございます。

参考資料 3 では、地方公共団体において化学物質対策がどのように進められているのかということをお概略御紹介してございます。条例の数で申しますと、全国で 13 府県・政令指定都市において、環境保全に関する条例の中で化学物質対策が盛り込まれております。それとは別途、自治体の種類は違いますが、数としては同じ 13 都道府県・政令指定都市で化学物質管理指針というものが定められております。それに基づいて事業者の自主的取組を支援したり、あるいは取扱量の報告や P R T R と同じように排出量の報告を求めている自治体もあるということでございます。

その次のページをお開きいただきますと、それら自治体の取組が条例名あるいは指針の名前を付して一覧表に整理してございますし、その中身については、3 ページ目に項目ごとに整理して を付けてございますので、御参照いただきたいと思います。

参考資料 4 は、リスクコミュニケーションとはどういう考え方であるかということをお整理したものでございまして、P R T R パイロット事業評価報告書の中での定義を再度掲げさせていただきます。また、 の 2 つ目のところをお覧いただきますと、平成 9 年度から環境庁はリスクコミュニケーション手法の開発のために委託事業で調査をしてきております。その中で、従来のリスクコミュニケーションは、行政あるいは事業者がいかに住民にメッセージを送るかという一方的通行を念頭に置いていたけれども、今や、それを若干修正して双方向のプロセスになりつつある。しかし、それを踏まえながらも、なおかつ、情報発信者の立場が偏っている場合や、結果の反映が不十分な場合などに問題が生ずるということをお念頭に置いて、すべての事業者・行政・住民の三者が並立した形でリスクコミュニケーションを円滑に進めていくべきであるということが提案されているということをお

御紹介しております。

以上でございます。

【部会長】 どうもありがとうございました。

今から少し時間をかけてこの素案について先生方の御意見を承りたいと思いますが、過去の経緯とか外国の状況などを見ますと、総論的には余り問題がないような気がいたします。問題は、各論でどういう御意見が出るかということによって、審議会ですから、皆さんの御意見を最大公約数で集約して、それが意見となりますと、各委員に何分の1かの責任を持っていただくことになってしまうわけですね。そういうことを念頭に置いて、ぜひ御発言いただきたいと思います。特に4ページ以降の「化学物質に関する環境保全対策の今後の在り方」と、7ページ以降の「P R T Rの導入の在り方」が問題になるかと思えます。お気づきだと思いますが、それまで結論のような断定的な書き方が、7ページから急に「ではないか」という論調に変わっております。いろいろ皆さんの御意見をたくさんいただきたいという工夫の表れではないかと思えます。どうぞどなたからでも結構ですし、必要があれば、項目別にしますが、それぞれ全部お互いに関係しておりますので、どの項目でも結構でございます。もう一つは、できるだけたくさんの委員に御発言いただきたいということをお願い申し上げます。

【委員】 膨大な説明でなかなか全体を把握しにくいのですが、私が見ておりますのは、最後の10ページでございます。とにかくこの登録事業を急がなければいけないということは痛切に感じておりますけれども、10ページの中ほどに「中小事業所、家庭などについては、行政が可能な限りの精度を確保して排出・移動量を推計し、事業所からの報告値と併せて集計」と書いてございますが、大きな事業所における登録はもちろん必要でございますけれども、一般家庭から出されている環境汚染物質は、個々の家庭においてはあるいは少ない量かもしれませんが、各家庭からも出されているわけございまして、合わせれば、決して軽んずることのできない量だろうと思っております。したがって、各家庭におけるP R T Rに関しては、「行政が可能な限りの精度を確保して排出・移動量を推計」と抽象的に書いてございますが、事の重大性に鑑みて、もう少し具体的に御説明いただければありがたいと思います。

【事務局】 事務局からそのあたりを少し補足させていただきます。私どもの方はパイロット事業の経験しかございませんが、パイロット事業におきましては、まず、どんなものが家庭から排出されているか、あるいはどんなところから出るかということ、各先生方の御意見を伺ってピックアップして、推計したわけでございます。

P R T Rパイロット事業評価報告書の35ページに「非点源発生源の分類」という表がございまして、真ん中あたりに「家庭」とございます。例えば、塗料を使います、あるいは殺虫剤をまきます、衣類の防虫剤、エアゾールの中に含まれているもの、これは家庭から出るといっても住んでいる方の責任ではないのですが、住宅から出るということで、合板などについている接着剤、あるいは水道に含まれているトリハロメタンのようなもの、生活排水ということでは、水道のほかに洗浄剤のようなもの、廃棄物としては、電池とか蛍光灯の中の水銀などがございます。そういったものについて、例えば出荷額とか、こういった用途に使われ、例えば塗料のうちどのぐらいが家庭で使われているかということ、できるだけ統計値などを集めて推計したわけでございます。そういった意味で、できる限

りの精度を確保してやろうとしておりました。ただ、その右側に がございますように、必ずしもデータがそろっていないもの、 がないものについては、今回のパイロット事業では推計しておらないということがございます。ですから、こういった をなるべく増やしていきたいというのが第1点でございます。

第2点は、このパイロット事業の評価に当たりましては、そういった統計資料の推計だけではなくて、例えばサンプル調査みたいもので推計の精度を高めていくことも必要ではないかという御意見をいただいております。外国などでの例を見ますと、そういったサンプル調査などを行っている例もあるということでございます。統計資料を使っていくようなやり方に、具体的に補足するような調査を組み合わせ、鋭意精度を高めていく必要があると技術検討会でも御指摘をいただいておりますので、その方向で検討してまいりたいと思っております。

【委員】 家庭からのものという場合に少し注意しておかなければいけないのは、大規模な事業所から出てくるもの、家庭から出てくるもの、移動発生源から出てくるもの、それらを集計して全体としてその地域の環境の中での負荷を見ようということが目的です。ですから、家庭の中にこんなに危ないものがありますということを明らかにすることが目的ではないわけで、それはむしろもっと別の政策で取り上げられるべきことですね。そういうことを十分押さえた上でこの議論をしないと、このデータが逆に一人歩きをしたり、混乱を招くという危険性があります。

先ほど事務局から御説明がありましたサンプリング調査というのは、どういう意図でその話が出てきたということを見れば、要するに、どのくらいのものがその地域で売られているかということを見るわけです。それは多分全部使われるだろうという推計をして、環境中に出ているだろうという推計をするわけですが、実際には殺虫剤を全部使い尽くさなければ次を買ってこないなんてことはしませんで、大抵、半分ぐらい残っているものをほったらかしてまた買ってくるわけですね。ですから、案外家の中には使われないうまま残っているものがあるだろう。実際には全部が使われているのではなくて、例えば7割ぐらいしか使われていないとか、ひょっとすると、それはごみの方に回っているかもしれないとか、いろいろなことを調べると、推計の精度がもっと高くなるだろう。本当に環境中にどのぐらい出ているのかがわかるだろう。今まで、パイロット事業は時間的な余裕がありませんでしたから、そこまでできなかったのですが、将来P R T Rを大規模にやっていくときには、単に統計資料だけでは危ないので、こういうことも補足的にすれば、全体の環境負荷量が把握できるだろうということでこの話が出ているわけです。

【部会長】 御意見として、もう少し具体性を持たせろということでしたら、そのようにいたします。

【委員】 おっしゃる意味はわかりましたが、家庭から出る排出物は、例えば1つの世帯から出るものは少量であっても、ちりも積もれば大変な量になる。したがって、大企業あるいは中小企業から排出されるものと比べて、決して軽んずるべきではないというのが私の認識なんです。

【委員】 今御説明いただいた資料2について、私なりの意見なり感想を申し上げさせていただきます。私の認識としては、P R T Rをきちんと位置づけるには、リスクコミュニケーションが特に大切だろう。リスクコミュニケーションをいかにうまくやるか

がP R T Rの成功・不成功を決めるのではないかと私は思っております。

たまたま昨年アメリカで、アメリカはT R Iといっていますが、T R I導入時の企業へのいろいろな意見調査をしてきたのですが、そこでもリスクコミュニケーションが非常に大事であると。今回、まだ決まっていませんが、個別事業所からのデータについては、請求に応じて開示するという方向になるかと思いますが、特にその場合、いかにきちんとリスクコミュニケーションを行っていくか。そうしないとデータが一人歩きするとか、余計な誤解が生じると思うんです。その場合に、残念ながらまだ日本の国内の風土では、事業者と住民、事業者と一般の人との間のスムーズなリスクコミュニケーションはなかなか難しいのではないかと。その意味で、地方自治体なり行政なり専門家なりが入ってくる。そういう三位一体的なコミュニケーションを考えていく必要があるだろうと私は理解しております。

2つ目の意見は、当然、P R T Rを導入すると、企業に対して自主的に排出量を削減していこうという努力、おのずとそういう方向になるかと思うのですが、その中で行政がどういう役割を果たすか。各企業については、自分で出すところはもちろんわかっていますし、それなりに努力できると思うのですが、私は、地域として考えないといけないのかなと思っています。例えば、四日市とか、そういう工業地帯においては、個々の企業から出るものを合計すればかなりの量になるわけで、そうすると、全体としてリスクが上がってくる。そういう観点も含めると、行政がかなり関与しておかないといけないのかなと思っています。

3つ目は、前回、通産省のリスク管理部会の中間報告を近藤先生からも御紹介いただいたのですが、たまたま私は両方の委員を兼ねておまして、こちらの審議会の中間報告ができる時点になったら、通産省の方にもこういう考え方だという形で向こうの審議会の先生方の御意見を伺うのも一つの手かなと。必ずしも通産省の審議会が産業寄り、環境庁の審議会が学会寄りということではないと思いますが、目的は1つだと思っております。通産省で審議しよう、環境庁で審議しよう、日本の化学物質からの環境リスクを減らすという目的のためには、並行してやっているのですが、ある時点で通産省の方にも、こんな形が考えられていますよということでペーパーが何かで渡しておいて、向こうの委員の御意見をいただくというのも、こういう制度の導入にとってはいいのではないかと考えております。

【部会長】 誠にごもっともな御意見で、私たちもそういう意識でおるつもりであります。

【委員】 先ほど通産省というお話が出ましたが、マスコミはすぐ、通産省が勝つのか、環境庁が勝つのか、そういう表現をされるわけですし、審議会に出させていただいておまして、「しっかりしなきゃだめじゃないの」というようなお話で、環境庁はマスコミの上手な方法を考えていただきたいと常々思っております。

通産省というお話が出ましたが、私は、環境教育という関係でぜひとも文部省も入っていただきたいという気持ちが非常に強くあるわけです。

先ほど家庭での問題点というお話が強く出されました。私も非常に厄介なものが出るというのは家庭だと思っております。そういった面で、行政の役割ということでここに「行政」と書かれておりますが、これは地方自治体の役割が非常に強いのではないかと。そういった面からの自治体への支援といいですか、人材育成といいですか、何らかの配慮が必要

でもありますし、それから、こういう問題について、今、非常に広域化が進められておりまして、広域で取り組もうということがございますので、都道府県の取組ということも大きくうたっていただかなければならないのではないかと考えております。人材の育成ということでは、10ページの4のところ「環境リスクの評価・管理及びリスクコミュニケーションに関する人材の育成」と書いてありますが、これは中でも地方自治体の在り方、人材ということに十分配慮していただきたいという気持ちを持っております。

それから、P R T Rは、実現したって、「できた。これでよかったんだ」というのではなくて、スタートラインだと思えます。それだけに幅広くて、範囲を拡げたものが一日も早くできてほしい。

もう一つは、いろいろなデータが各所から出ていますが、その情報がばらばらなんです。だから、これは一つにはっきりと早くにまとめていかなきゃいけないのではないかと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】 最初に委員の一人から発言がございましたので、私の方からまた……。前回報告させていただいた意図というのは、化学品審議会から率先してこちらの審議会に――働きかけというとおかしいですが、お互いに論じ合っていきましょう、そして将来的には行政の壁をなくして、化学物質という一本でお互いに意思の疎通を図っていただければ、という気持ちから御報告を申し上げた次第でございますので、御理解いただきたいと思えます。

7ページの「P R T Rの実施に関する考え方」の中で、(1)の中の2つ目のところで「環境への排出量等のデータ」ということ。P R T Rは、各事業所が入荷の量とか出荷の量とか、いろいろな量的な計算をして、その差し引きが外へ出ているかもしれないというふうなデータにもあろうかと思うのですが、それが即、排出量ということにはならないのではないかと考えるのです。一番最後のところでしたか、排出の濃度あるいはそういうものを測定するというのも入れてよろしいということが書いてございますが、むしろ、排出量ということになってきますと、周りの環境濃度も実測しておく必要があるのではないかと。単に量的計算だけでその事業所がすぐそれだけ出しているというふうな誤解の種にもなるのではないかとこの感じがしております。

その後、「環境行政機関」といわれておりますが、これは国を指すのでしょうか。7ページの一番終わりの「全国統一的内容・手法で実施すべき」ということになりまして、「全国統一的内容・手法」ということは、各地方自治体が統一的内容・手法でやるのか、あるいはすべて国が集約して、それを地方自治体へお返しするといいますが、そういう態度をとるのか。その次の8ページの上から2つ目のところで、「実施に当たっての統一性・公平性を確保するため、国と地方公共団体の役割を検討すべきではないか」、こういうことになってまいりますと、これは一本化するということであれば、国であるということをご述べておられるのかどうかということを確認したいと思うのですが、いかがでしょうか。

【企画課長】 このあたりにつきましては、事務局の状況だけを申しますと、今いろいろな場合を検討しております。したがって、現段階では決められないということで、ここに、例えば「統一的内容・手法」と書きましたのは、当然ながら、ばらばらであってはいけないわけでございます。それから、環境制度でございますので、関係行政機関が

主体的役割を果たすべきということとは当然なんです、それが国なのか、県なのか、また別の主体なのか、ということについては、種々検討しております。ぜひいろいろ御示唆をいただければと考えております。

【委員】 通産省の化学品審議会の方では、国に一本化してやった方が、非常に整理されて、しかも迅速にそれができるといことも考えて書いておる次第でございます。御参考までに申し上げておきたいと思います。

【委員】 産業界の委員の一人としてコメントさせていただきたいと思います。

環境汚染や環境リスクに対する国民意識の高まり並びに国際的な動向を背景として、環境リスク対策として新たにP R T Rを制度化するということにつきましては、当然のことだというふうに産業界でも受け止められているのではないかと思います。事務局から御説明のありました中で、事業者のあるべき姿というものでほとんど配慮してお書きになっているのですが、何点かコメントさせていただきたいと思います。

第1は、事業者の自主性と創意工夫を尊重するということが非常に大事な視点だろう。事業者が環境中への排出物質や排出量を把握し、評価し、管理の在り方について見直す活動を自主的かつ継続的に推進することが、P R T Rの制度運営上極めて重要なことではないか。これもこの資料の中に入っておりますので、非常に大事なことだと考えております。

次に、対象となる化学物質の選定が科学的かつ様々な専門分野の知見に基づいて行われる必要がある。そういう意味では、ここにもありますように、当該化学物質に関する知見の整理と情報の整備が大変重要であるということも私どもも認識しているところであります。

さらに、P R T Rの活動が関係者の十分な理解を得るという意味では、健全なリスクコミュニケーションを確保する必要があるかと思えます。そのために事業者は、化学物質の排出を管理する主体として自主的にリスクコミュニケーションの実施を図っていく。そういう意味で、事業者の主体性が確保されているということも重要ではなからうかと思っております。

それから、P R T Rの情報の取扱いについては、排出量・移動量データが物質、業種、地域、企業規模ごとに集計・整理され、公表されるまでに、先ほど話題になりましたような複数の機関あるいは行政機関が関与することが想定されますけれども、事業者の立場からしますと、事業者の負担を軽減する視点から、データの提出等については、「全国統一的内容・手法の実施」とありますように、一元化が望ましいと考えています。事業者にとりましては、企業機密に関わる情報が含まれる可能性もありますので、技術上や競争関係に詳しい専門知識を有する機関が的確な判断を行っていただければと考えています。したがって、事業者の立場からは、情報管理については、企業秘密についても専門知識を有している機関に一元管理される体制が望ましい。複数の機関が関与するという意味では、ここにも電子媒体の手法をとありますが、こういうものもぜひ取り入れていただきまして、複数の機関が適切な形で関与できるというのが望ましいのではないかと思います。

以上、化学物質の管理につきましては、事業者の自主性を尊重ということと、情報管理については、一元管理された簡素な体制でP R T Rが制度化されることが望ましいと思っております。

【委員】 今幾つかの御意見を伺ったのですが、まず、委員のお一人がおっしゃったりス

クコミュニケーションが大変大事であるというのは、私もそのとおりだろうと思います。P R T Rを考えるときに、総論的な言い方になるわけですし、やや理想論なのかもしれないと思うのですが、従来、「リスクコミュニケーション」という言葉も非常に多様に使われていたような気がしますし、一方的に説明をして安全なんだということを納得させるのがリスクコミュニケーションだというとならえ方が何となくあるわけですが、それはおかしいという気がするのです。つまり、本当に危ないかどうかということが客観的にしきい値のような形でわかっているものについては論議の余地がないわけですね。ここで問題になっているものは、あるレベルで、確率的には危険性がゼロにはならない、そういうものを取り上げて、どのくらいの確率までは受忍するかとか、ここまではいいということにしようかということが大事なわけで、つまり、どのリスクレベルで社会をもたせていくかということを決めることが一番大事な点です。

そうなりますと、それを一方的に、例えば役所が決めていいものでもなければ、一方的に誰かが決めていいというものでもないわけで、そこでコミュニケーションがあって、皆が納得して、このレベルならいいだろうというところでリスクレベルは決めるわけです。例えば、アルコールが危険であることはわかっているけれども、誰も「ビール会社をつぶせ」とは言わないですね。それは、ある種のリスクコミュニケーションの上にそれが成り立っていると考えれば、化学物質だって同じことだと考えればいいわけですから、そういう意味で、究極のリスクコミュニケーションというのは、リスクレベルを社会で皆が合意で決めていく。そのためには、情報がちゃんと開示されなければいけないし、それが共有されなければいけない。ただし、今の段階では、これまでの訓練不足もややあって、例えば、何か出ているというだけで大騒ぎになってしまうという状況は克服しなきゃいけませんから、その辺で、北野先生のおっしゃるような配慮が必要であるということは当然でありますし、そのことは今までもたびたび言われてきていることだろうと思いますが、最後のところは、P R T Rの目的は、社会全体で、このレベルなら皆我慢できるということを受容して社会を作っていくということなんだろう。これがリオ宣言でいわれている話にもつながってくるのだと思うんです。こういうことをまず基本に押さえて議論しなければいけないのではないかと思います。

その上で、先ほどのお話の中で、差し引きでやったものが排出量になるかどうかわからないというのは、全くそのとおりだろうと思います。ただ、P R T Rのシステムというのは、排出量と移動量を精密に把握することはできないけれども、概数として傾向をきちっと把握できるために情報を集めましょうというのが目的ですから、その意味からいいますと、環境中への排出量が実測で全部把握できれば、極めて厳密にデータが集まるのですが、そんなことをやるのはものすごくコストがかかるので、推計の方法でやりましょう。しかも、小さいところは最初から裾切りで落として、少し大規模なところの推計から全体の傾向を把握しましょうといっているわけですから、差し引きが全部環境中に出ているかどうかということがわからないのは当然なんです。しかし、そこはわからないことを承知の上で、出ているのではないだろうかと考える。自分のところがその推計手法でやった数字よりも、そんなに出ているはずがないと思うならば、ちゃんと自分のところで調べて、出ないということを言えればいいわけですから、それがわからないところは、そういうものだということを言うということなんだろうと思います。ただし、おっしゃるように、モニ

タリングを併用することによって、そこでの推計が大きく外れているか外れていないかを見ておくことは絶対必要だということは、私も前回は申し上げましたし、たびたび申し上げているとおりです。

情報の取扱いについての話と、先ほどの、どこがやるのかという問題は、更にこれから議論を詰めていかなければならないだろうと思います。しかし、国際的に見れば、P R T Rは環境管理の一つの手法ということが完全に位置づけられておりますので、そういうことを十分に念頭に置いた制度化をしていかないと、国際的にもおかしいことになるだろう。

企業秘密の話というのは、基本的には、情報が外に出るときの問題であって、行政に情報が流れていくときには、行政は完全に守秘義務の世界にあるわけですから、最初に第一次的に情報を流し込むところは、守秘義務があるということを前提にして議論すればいいわけで、そこを最初から「技術がわかっているところでなければだめだ」という言い方、では、環境のことがわかっていないところに環境の情報を流して本当にいいのかという話にもなるわけです。

それから、「報告者間の公平性・統一性の確保」という言葉は、私の理解は、本当に大規模な企業だけに報告を出してもらおうのであれば、余り問題はないのですが、パイロット事業でも実際には従業員40人ぐらいのところに御協力をお願いするということになりますと、かなりきめ細かく御説明を申し上げて、なおかつ説明不足ということがあったわけですね。慣れてしまえばいけるかもしれませんが、少なくとも最初の3～4年は、相当丁寧に御説明しない限りうまく報告が出てこない。だから、割合いいかげんにさっと目の子算で書いてくるところと、極めてまじめに出すところとでは、情報の質にも問題が出てくるし、ばらつきが出てくる。そうすると、やはりこれは全国一律に1ヵ所に情報を集めるようなやり方ではとてもだめでしょうね。「こういうふうに書いたけど、これでいいのでしょうか」というようなことを、場合によってはフランクに相談に行けるようなところが第一的な窓口になっている方がいいのではないかと。その方が本当に質のいい情報が集まってくることになるのではないかと。先ほどの御意見はよくわかるのですが、超大規模な企業だけを想定して議論するのと、実際にはかなりの中小規模のところまでを視野に入れて議論するときの議論の仕方を工夫させんと、結局のところはうまくいかないということが起こる可能性がありますから、御意見は御意見として理解できますけれども、必ずしも先ほど委員がおっしゃったような御意見だけでもないのではないかと、というのが私の感想です。

【委員】 今の浅野先生の御意見との関連ですが、実は前回は企業の自主性ということをお願い申し上げて、今回かなり入れていただいたのでいいと思うのですが、その論理の展開なんですが、先ほど浅野先生がおっしゃったように、完全にクロであるということがわかっていたら、今までも規制しているわけですね。灰色であるということは何とかしなければならぬというのがP R T Rの一つの基本的考え方ではないか。そうしますと、どうしたって、企業の自主性を尊重しながら、そこでやってもらわないことにはうまくいかないということだろうと思うのです。

そういう視点でこの資料を見せていただきますと、2ページの1 - 2の「今日の化学物質問題と環境保全上の課題」というところの一番最初に、何が問題かということ、「化学物質の数が増大である」と書いてあるわけですね。こういう書き方をすると、国民は、「数

が多いからやらなかったのか」ということになると思うのです。だから、はっきりとクロならクロだと、灰色は放っておけというのが今の問題点なのですから、そういう視点から今回考えるべきだということを書かないと、国民の理解を得ないのではないかと、そういう視点がありますので、その辺をじっくりやっていただきたい。そういう視点に立てば、全体のストーリーは、企業の自主性を尊重した形で進めていかなければ実効が上がらないというストーリーになってくると思うんです。そういう視点で全体をもう少し企業の自主性ということを前に出していただくことが全体として国民の理解も企業に対する考え方も変わっていただけるのではないかと思います。

【委員】 先ほどの浅野先生の排出量に関する問題なんですが、私は「排出量ということで割り切っているのでしょうか」ということを申し上げたわけですし、例えば、自分のところで計算して余りにも排出量が多ければ、これは大変なことだと思って、自分のところで実際にそういう濃度が出ているのかどうかということを検討される場合もあり得るでしょうね。ただし、そういうことが出ても、それができないところもごさいます。それをすべて排出量というふうにしてやってしまえば、これはリスクコミュニケーションの問題にもなりますけれども、これだけのものが全部出ているというふうに御理解される場合もあり得るということも考えておきながら、この問題を論じていかなければなりませんねと申し上げた次第です。

【委員】 私も化学業界にいるものですから、非常に興味深く御説明を伺ったのですが、事業者と行政と国民が対等の立場でP R T Rに取り組むということは大変結構なことだと思っています。対等な立場で取り組むということは、逆に、それぞれのシェアード・レスポンスビリティがあるということでしょうから、そういう意味で、我々事業者はそれなりにきちっとやっていく必要がある。特に、5ページに「自主的取組の促進」というのがございまして、これが我々としては非常に大事なことでして、ようやく日本でもレスポンスブル・ケア等で自主的な取組が根づいてきたところでございますので、これをぜひ助成するような形でお考えいただきたいというのが1点でございます。

2番目に、事業者として何が一番大きな問題かというのは、皆さんがおっしゃっているリスクコミュニケーションです。どこまで、どういう範囲で、どのような手法でやれば、リスクコミュニケーションができるのかということが大変大きな問題でして、これはぜひ行政の力をお借りしたいということでございますので、北野先生と同じような意見でございますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

3番目に、人材の育成という問題ですが、日本ではこういうところのスペシャリストが非常に数が少ないわけございまして、我々の化学業界においてもそういった専門家は本当に少ない状況で、これは欧米に比べると非常に寒い限りでございます。したがって、こういうところに特に行政において力を入れていただきたい。124億円の補正予算がつかれましたけれども、特にこういうところにこそ予算を回していただくような御配慮をこれからぜひお願いしたい。その3点をお願いしたいと思います。

【委員】 私は二、三質問と意見を申し上げたいと思います。非点源の推計の問題ですが、パイロット事業で試算をおやりになったときには、点源と非点源の割合がどれくらいであったのか。といいますのは、非点源の問題にどれくらい重点を置いてこの問題に取り組まなければいけないのかということがちょっとわかりかねるということです。それが一つ。

それから、点源の中で、インプットの全量と排出量の割合はどれくらいなのか。といいますのは、先ほど排出量の問題の御討議がございましたが、それと同じことになるかと思いますが、パイロット事業の試算では、どの程度がインプット全体の中から排出量として出てきたのかということを知りたい。それから、委員から発言がございました、企業は量を削減していこうと努力するというのは、当然やっているとは思いますが、その後で言われた「行政が関与すべきではないか」というのは、どういうときに行政が関与すべきなのか、これを少しお伺いしたいと思います。

【環境安全課長】 私どもが平成9年度に実施しましたパイロット事業の特定の地域についての集計結果に関する限りは、もちろん178物質が対象でございますが、その中の物質ごとの有害性あるいは発生機構は異なっておりますが、全てをまとめて申し上げますと、点源が77%に対して非点源が23%という比率でございます。ただ、もちろん、先ほどもお話がございましたように、家庭用の防虫剤になりますと、ほとんど100%が非点源からの排出という例もございますし、自動車からの排出が相当な比率を占めるベンゼンなども含まれております。

2点目の御質問は、インプットとアウトプットの関係でございますが、平成9年度のパイロット事業の実施に関する限りは、生産量、取扱量等の項目をアンケート項目に入れてございませんので、インプットとアウトプットの突合をすることはできませんでした。今後改良すべき点として、先般御紹介申し上げましたPRTTRパイロット事業評価報告書の中には、今後はそうしたインプット、アウトプットのバランスをとれるような改善が指摘されているところでございます。

【委員】 私が申し上げた趣旨は、PRTTRを行うことによって、当然、個々の企業は排出量を削減していこうという方向の努力がなされると私は思っております。これは当然、企業の経営者として無駄をなくすということもありますし、また、環境保全ということもあるんですね。ただ、個々の企業、また、個々の事業所でのデータだけが、もちろん請求することによって、各地域のデータが全く入手不可能ではないのですが、私としては、個々の事業所は自分のところの事業所の排出量を削減していく。それが、ある地域全体を考えたときに、果たして安心し得るレベルなのか。例えば四日市のコンビナートがございまして、たくさんの工場がある。そのときに似たようなものをかなり扱っているわけですね。そうすると、個々の事業所が努力していても、その地域全体として果たして大丈夫なのか、そういう観点から行政は見ないといけない。その辺に行政の入る余地があるだろうと思っているわけです。

【委員】 議論を別のところへ戻してしまうかもしれませんが、先程他の方がちょっとおっしゃった部分でもあるのですが、7ページに「環境行政機関がPRTTRの各段階で主体的役割を果たすべきではないか」と書いてあって、「環境行政機関」とはどのレベルの何を指すのか、という御質問があったときに、その辺にまだ議論が残っている、そういう御返事だったように思います。この前も申し上げたのですが、PRTTRの事業をやるときに、だれがそれを担当してやるのですかと。それを地域レベルに落としていったときに、国の機関、ここでは例えば環境庁を頭の中にイメージアップしておきますと、環境庁の人が、国全体で進んでいくPRTTRのそれぞれの部分に関して、それを全部自分のところに持ってきて、全部自分のところで処理するようなことは考えにくいし、そうではなくて、各地

域ごとに問題が処理されていく。情報が処理され、集まり、整理される。ただ、そのやり方については、国全体としてある種の統一性が要るでしょう。これは当然なんです。だから、地域ベースに落とさなきゃならない。そこら辺のところをもう少しはっきりさせた方がいいのではないかと。

先生がおっしゃったのは、化学品審議会では国のレベルで何かをなさるといっているので、それは具体的に、例えばP R T Rというものをどういうふうになさるのが、そここのところのイメージが出てこないんです。私の感じでは、これは、例えば保健所とか何とかのレベルぐらいのところまで落とした形で地域をまとめてさばくようなやり方ができなければ、現実うまくいかないのではないかとと思うのです。

【委員】 今の点にも関係するのですが、先生がおっしゃるとおりでして、この制度化の趣旨・目的からいきまして、環境行政機関が中心的な役割を果たすというのは、当然のことのように私も思います。それが国レベルだけではなくて、地方レベルと協力して対応していくということで、「環境庁」という表現ではなくて、「環境行政機関」という、地方レベルも含む名称でここに表現されているのかなと勝手に理解しているわけです。これは地域の環境問題への対応であり、また、全国的な対応、いろいろな側面があるわけですし、それぞれの事業主体が自主的な努力をしていただくことは当然ですが、行政の立場からも必要な対応を積極的にやっていくということも必要です。そういう意味で、地方と連携して国レベルの環境行政機関が積極的な役割をそれなりに果たしていくということで考えるべきではないかと思っております。

もう一つ上に戻りまして、そこに「報告を義務化することが適当ではないか」という問題提起の形になっておりますが、これも当然義務化すべきではないかと考えます。P R T Rを制度化し、それを法律できちとした形にするということであれば、法律にする以上は、その内容として、法律化しなければならないポイントがなければならぬと思います。その場合、報告の義務化ということがポイントになる点ではないか。それはなぜ必要かといえ、環境リスクの評価と管理をやっていくためにそういう制度化が必要である。そのために、きちとした情報を集めて分析し、それを活用していくということをや円滑に進めようとするならば、義務化していく必要があるということかと思っております。

それから、個別事業所のデータの扱いについては、いろいろな意見があるだろうと思いますが、ここに示されておりますように、諸外国の例が簡単に言及されておりますが、制度の目的・趣旨からいきまして、個別事業所データについても一律公表できるものはしていくべきでしょうし、ものによっては、個別データにアクセス可能な、請求に応じて開示していくという第二段階の対応もあろうかと思っております。その上でさらに、企業秘密に属するものについては、きちと認定し、保護するルールを決めて対応していくことだろうと思いますが、そこら辺をこれからもっと具体的に考えるとしまして、せっかく今日諸外国の資料も用意していただきましたので、こここのところに関する部分についてもう少し具体的に何か参考になることをお教えいただけるのであれば、補足して説明をいただければと思います。

それから、9ページの「P R T Rデータの活用のあり方」のところですが、単に情報を集めるだけではなくて、それを活用することが一番重要です。それを企業等が自主的に対応していただくというのは当然ですが、それが円滑に進むように、行政サイドでも支援し

ていくことも非常に重要かと思えます。その場合に、いろいろな方策がここに例示されておりますが、それが環境の関係行政機関だけではなくて、事業関係の省庁との連携・協力が密接に行われるようにしていくことが重要です。そういう意味で、その進め方の方針とか実施計画の手法をそこに取り入れて、連携強化が制度的に担保されるようなことも考えていくべきではないかと思っております。

【環境安全課長】 それでは、今、委員から御指摘がございましたので、先ほど御説明しかけました参考資料2の公表の部分に目を通していただければと思います。

まずアメリカですが、1ページから始まっておりますが、2ページの(5)に「公表方法」が書いてございます。コンピューター・データ・システムを通じて、終日データにアクセス可能でございます。また、フォームR(個別データ)についても提供することとされております。

カナダについては、3ページの(5)公表方法のところを御覧いただきますと、提出された情報の要約と全ての生データを閲覧あるいは検索することが可能な形でインターネットで公表されております。要約されたものは報告書の形にもなって、ハードコピーで配付されているということでございます。

オランダの例でございますが、4ページの上から5行目の公表方法のところを御覧いただきたいと思えます。オランダの場合には、非点源として集計することに相当程度力を入れております。しかもメッシュデータできちんと整理するというも行われておりますが、そうした集計データを公表しております。1990年以降は、個別の企業の排出データの閲覧が可能な状況におかれております。

最後に英国の場合ですが、これにつきましては、5ページの下から6行目の(5)公表方法のところがございますが、環境庁の地方支局、自治体のオフィスで閲覧が可能であるほか、年間の報告書としてもハードコピーで出版されているということでございます。個別データは公的登録簿に掲載されておまして、市民のアクセスが可能な状況におかれている。これが今日資料2に掲載されました。

企業秘密の取扱いにつきましては、P R T Rパイロット事業評価報告書の189ページに掲載されております。まず、米国の場合は、E P Aに「企業秘密」として公開に対する異議申立てを行う仕組みになっております。施設の所有者・管理者は、通常の報告書とは別に、対象物質の名称の代わりに化学物質の分類名が掲載されている報告書を提出することになっております。

また、法律によって公開に対する異議申立てがなされた場合でも、これに反対する者は誰でもE P Aへその公開を申し立てることができる仕組みになっております。

また、申立者の要件として、次の条件が説明されなければならないということで、情報が地方委員会、政府職員等、守秘義務を課された者以外に対して事前に公開されていないものであること。情報の機密性を保護する手段が講じられていること。他のいかなる法律によっても情報の開示が要請されていないこと。情報の公開によって、企業が競争上不利益を被ることが予想されるものであること。化学物質の名称が、分析(リバースエンジニアリング)によってひもといていったときに容易に明らかにされるものでないこと、といった条件がございます。

カナダについても、手続きのところがございますように、提供情報を機密扱いとして非

公開とするように文書で要求する。機密扱いとした情報に代わる情報を同時に提供する。要件については、そこに示された2項目。こんな情報を得ております。

オランダについては、190ページ、「企業秘密」に該当する場合には分類名で報告するといった取扱いがされております。

その後、英国も書いてございますが、法律に基づき、「企業秘密」に該当するために除外された情報は、C R Iにも入力されない仕組みになっております。「国防情報」又は「企業秘密」に該当するものとして、そこにありますような判断条件が整えられている。手続きについても、時間がないので省略しますが、報告書にお示ししておりますので、御覧いただきたいと思っております。

【部会長】 この問題は、引き続き御意見をお聞きしながら、この原案に少しずつ皆さんの御意見を取り入れますし、後で参考人とか国民の意見を聞くとかという話題が出ておりますが、各企業が取り組んでおられることについては、非常に結構なことで、高く評価すべきことでありますから、それはそれで十分取り込めますが、問題は、責任をもって全企業がそれをやってくれるかどうかということが私は若干問題があるような気がしております。報告書にどういうふうを書くかは、もちろん法律は各省庁と相談して作るわけですから、余り鮮明な形のものとは避けたいと思っておりますが、何とか実効が上がるように少しでも前進したいと私は希望しております。

【委員】 外国のところでも出てまいりましたけれども、P R T Rというのは、その地域における環境リスクがどうなっているかということ把握することが重要な問題ですので、今部会長がおっしゃったように、各企業が自主努力で削減するということは非常に大事なことであり、ぜひやっていただかなければならないことですが、そのことは別に、P R T Rの目的から考えて、地域の環境リスクがどうなっているかということ把握する必要があります。それは恐らく各企業がそれぞれ連絡をとり合ってやるなんてことはできないわけですので、環境行政機関が行う必要があります。特に、先ほどからお話が出ておりますように、たくさん集まればリスクは高まるわけですので、各地域にどういう化学物質が集積され、リスクがあるのかを各地域できちっと把握して、その地域の住民がそれを知ることが重要です。その場合に、そのリスクコミュニケーションを誤解のないようにするにはどうするかということにはきちっと考えなきゃいけませんけれども、誤解が生ずる可能性があるから、地域の人たちは知らなくてもいいということにはならないわけですので、地域住民に自分たちがエクスポーズされているリスクがどうかということをきちっと伝達するようにしなければなりません。そのためには、それは地域の問題ですから、先程の委員の御発言にありますように、東京で一元的にではなく、地域的に情報を集める必要がある。その後、それをどう出すか、あるいはその際に、先ほどから出ておりますように企業秘密をどうするかということは、むしろそこから第二次的に出てくる問題です。私は今日の議論を伺っていて、企業の自主的取組の問題と、地域の環境リスクの把握の問題とは必ずしも一致するものではないということから出発して、特にP R T Rの場合には、後者、つまり地域のリスクをどういうふうにして把握し、どういうふうにして住民に伝達するか、そこにP R T Rの重要な問題があり、また、P R T Rの固有の様々な困難な問題もそこから出てくるということ、委員の先生方はわかりだと思っておりますが、ぜひもう一度きちっと押さえていただきたいと思いますと思っております。

【委員】 皆さん専門的に詳しくお話しいただいて、私は大変勉強になるわけですが、全体的に御意見をどうぞとおっしゃったので、どこを話したらいいかなと思うのですが、今日の討議の意義は、これからいろいろな化学物質に関する問題があって課題があって、だからPRTTRを導入したい、という基本的な話をなさっているのかなと思わずと伺っていたのですが、私はお話を聞きながら、頭の中で構造的にその流れを考えて、今日は、PRTTRをどういうふうにして導入するか、という基本的なところを話しているのかなと思うんです。今日話して今日で結論が出るわけではないのですが、ある程度頭の部分を作っているような気がするんです。その次に具体的に各論に入っていくのかなと思って聞いていたのですが、そうではないのですか。

さらに、私たち国民にとっては、ダイオキシンがどうの、環境ホルモンがどうのといういろいろな情報が流れてくるのですが、それぞれが全部統一した情報ではないということで、一日も早く正確な情報を出していただきたいという気持ちがあります。

もう一つ、全然的な外れかもしれませんが、10ページの真ん中あたりに「排出情報の把握・処理の技術的・経済的能力を考慮し、一定規模以下の事業所等については報告を免除する」と書いてあって、下の方に、中小事業所は推定でと書いてありますが、大きな企業はお金があるから結構ですが、中小企業は、大規模の下請けとかをやって、そちらの方が問題を出しているのではないかと。私は科学者でないからわからないのですが、そういう感覚があるんです。そうすると、大企業に対して悪意があるわけではないのですが、大企業は、案外手を汚していないわけですよ。中小企業の人々が苦勞して一生懸命やって、そういう問題を出しているというのが結構あるのではないかと。その辺は大企業はどういうふうに関わっているのかなという気持ちがあります。

【委員】 パイロット事業の報告書を少し丁寧に読んでいただきたいのですが、どうして中小のところを外していいという結論になったのか。それは、取扱量が絶対的に少ないということはもうわかっているわけです。ですから、全体としてのリスクを把握するときには、そのリスクを把握するために、こういうところまで見れば、大体どのくらいカバーできるかということ調べて、パイロット事業をやっているわけです。本当に危険なことをやるということが起これば、それは当然規制法の世界の話であって、今言われたことは、パイロット事業で小さいところは落としているということとは別の話ではないかという気がするのです。中小企業を全部入れなきゃいかんとおっしゃっているとは思わないのですが、もともとこの話は、全体としてのリスクをどう抑えるか、どうやったら一番リスクをうまく抑えられるかということを中心にこの議論をやっているということなので、その話とはちょっと違うと思うのです。

【委員】 私は初めに「的外れかもしれませんが」と前置きしておりまして、なぜ中小企業を外したかということは一つも質問していないわけで、大企業は中小企業をどうみていますか、ということ質問しているわけですので、先生のお答えは全然私の答えになっていないと思います。

【部会長】 細かい問題は、まだこれから審議が続きますので、この次までに答えを準備して、委員の方からもお答えいただくなり、審議会としての意見を少しお聞きしたいと思います。

予定した時間がきましたので、この問題についての審議はこれで終わりたいと思います

が、一步でも前進するように委員の皆さんの御協力をお願いしたいと思います。

次に「その他」ですが、これはかなり大きな問題でありますので、国民各層の意見を聴取するため、国民意見の募集と参考人の意見聴取を実施したいという計画があります。これは非常に結構なことでありますから、この部会でもぜひお認めいただきたいと思うのですが、事務局から説明をお願いいたします。

【環境安全課長】 それでは、部会長から今御指示がございましたので、資料3と4に従いまして、国民意見の募集及び、次回この部会における参考人からの意見聴取の提案をお諮り申し上げます。

まず資料3、「国民の意見の募集について」を御覧いただきたいと思います。御承知のように、P R T Rの問題に限らず、今、広く国民の意見を聞いて、環境政策を企画・立案することが重要になっております。そういう意味で、本件につきましても国民の意見を広く募集することといたしたいという趣旨でございます。

2番の実施要領でございますが、今後の化学物質による環境リスク対策の在り方について、特に、本日御審議を賜りました資料2に対する国民の方々の意見を求めたいと思っております。

併せて、P R T Rの親しみやすい名称についても募集することといたしたいと思います。これについては、前回の部会でも御意見が出されておりましたことでもございます。

意見の募集期間としましては、10月16日(金)～11月15日(日)の1ヵ月にいたしてはいかがかと考えております。

意見の提出方法については、氏名・組織名・住所等の御連絡先を明記していただいた上で、その次のページに付いてございます別添様式を用いて郵送、ファックスまたは電子メールで御提出していただくという方法はいかがかと思っております。

意見の提出先は、この部会の事務局を務めております私ども環境安全課あてにさせていただければと思ひまして、ファックス番号とE-mailのアドレスを用意いたしております。

集計結果の報告については、いただきました意見は、事務局において項目ごとに整理した上で、11月以降開催されます部会に資料として提出させていただくことでいかがかと思っております。

3番にございますように、御意見をいただく際に、バックグラウンドとなる情報を一括して環境庁のホームページで掲載いたしたいと思っておりますが、11回から13回までにこの部会に提出された主要な資料と、本年5月に公表され、御紹介申し上げましたパイロット事業の中間報告とその解説版、そして、今お手元にお届けしてございます最終報告を併せて掲載してございますが、これらを御検分いただいた上で、国民の意見を求めたいと考えております。

なお、議事録につきましても掲載する予定でございますが、発言された委員の名前は伏せて掲載させていただければと思っておりますが、提案申し上げます。

資料につきましては、インターネットのホームページ上だけではなくて、環境安全課で可能な限り御希望の方々には配布する予定でもございます。また、パイロット事業に関する報告書は、都道府県・政令市の環境部局及び一部の図書館でも閲覧可能な状況にさせていただきたいと思っております。

2枚目は、国民の方々の意見を御提出いただく一つのフォーマットとして作成したもの

でございます。御覧いただければと思います。

最後のページには記入要領等が念のため記載してございますが、それほどフォーマットが複雑なものでもございませんので、余り大きな混乱はないものと確信いたしております。

続きまして資料4でございますが、次回第14回の環境保健部会におきまして参考人の意見の聴取をいたしてはどうかという提案でございます。

趣旨でございますが、これも審議の参考にするため、様々なお立場にある方々をお招きして、意見を聴取させていただきたいということでございます。

実施要領でございますが、既に御案内申し上げましたとおり、第14回の部会は10月23日(金)午後1時から4時まで予定しております。場所はこの東條会館でございます。

その際に参考人として以下の6名の方をお呼びしてはいかかがという提案を申し上げたいわけでございますが、御審議をお願いしたいと思います。

まず、横浜国立大学工学部教授の浦野先生、社団法人経済団体連合会参与の太田先生、社団法人日本化学工業協会PRTTR検討分科会主査であられる福永先生、日本生活協同組合連合会常務理事の品川先生、環境監査研究会代表幹事であられ、また、バルディーズ研究会PRTTRラウンドテーブルの共同コーディネーターであられる後藤先生、最後に神奈川県環境部技監の森谷先生、この6名の方をお招きしてはいかかがという提案を申し上げたいと思います。

意見陳述の方法でございますが、お一人15分程度づつ御意見を賜った後に、陳述された意見についてのクレンジングのための質疑を5分間設けたいと思っております。したがって、お一人の陳述、質問に要する時間は大体20分とみております。全員の意見陳述が終わりました後に、総合質疑・討議のために約1時間を費やしてはいかかがという時間配分を御提案申し上げます。

なお、「その他」のところでございますように、お認めいただいた上は、参考人の方々に対して、今回の部会の資料、これまでの部会の主要な資料を御送付申し上げまして、これらを参考にしながら御意見を述べていただく予定にいたしております。

また、参考人の意見要旨が事前に書面で御提出いただける場合には、部会の席上あらかじめ配付して、御意見を承ればと思っております。

以上提案させていただきます。

【部会長】 原則として皆さん御賛成いただけるだろうと思っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

【部会長】 できるだけ多くの方から、あるいは国民から遊離しないような形でしたいという一つの願いでもございます。

それでは、本日準備しました議題は全部終わりましたが、次の予定について、事務局からお願いします。

【企画課長】 今日はどうもありがとうございました。

次回及び次々回でございますが、今回は、今申しましたとおり、23日の午後、参考人からの意見を伺うということをお願いいたします。その次でございますが、部会長とも相談しました結果、資料をこれから検討いたしますが、本日の議論の継続を中心をお願いできればということで、11月16日(月)10時から12時をお願いしたいと考えており

ます。

よろしければ、そういうことで決めさせていただきたいと思っております。

【部会長】 本当は全員出席の会にしたいのですが、それはなかなか現実的に難しいので、先生方の御出席の一番多い日程を組まざるを得ません。しかし、いつも申しますように、こういう重要問題は、発言の期間が短いから余りいい結論でなかったという批判は受けたくないで、書面でお出しいただいたのは全部議事録に発言として載るように工夫したいと思えます。できるだけ委員の皆さんの忌憚なき意見を十分取り入れた形でうまくまとめるようにしたいと思っております。

それでは、どうもありがとうございました。

- - 了 - -